

労働安全衛生規則の一部を改正する省令案について（概要）

厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課

1. 改正の趣旨

- 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 22 条第 2 号において、事業者は、高温などによる健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならないこととされており、具体的には、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）第 617 条の規定に基づき、労働者に与えるために、塩及び飲料水を備えること等が義務付けられている。
- しかしながら、近年、熱中症による死亡災害は年間 30 人を超え、労働災害による死亡者数全体の約 4% を占めるなど、その対策が重要となっている。また、熱中症による死亡災害のうち、その原因の多くには「初期症状の放置、対応の遅れ」が見られるが、現行法令上、熱中症による健康障害の疑いがある者の早期発見や重篤化を防ぐための対応については定めがない。
- このため、熱中症による健康障害の疑いがある者の早期発見や重篤化を防ぐために必要な対応を事業者に義務付けることとする。

2. 改正の概要

- 事業者は、熱中症による健康障害を生ずるおそれのある作業を行うときは、異常を早期に発見するため、作業に従事する者が熱中症の自覚症状がある場合や作業に従事する者が熱中症による健康障害を生じた疑いがあることを見つけた場合にその旨を報告させるための体制を整備し、関係者に周知しなければならないこととする。
- 事業者は、熱中症による健康障害を生ずるおそれのある作業を行うときは、作業中止、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症の症状の重篤化を防ぐために必要な措置の内容及びその実施手順をあらかじめ定め、関係者へ周知しなければならないこととする。

3. 根拠条項

- 法第 22 条第 2 号、第 27 条第 1 項

4. 施行期日等

- 公布日：令和 7 年 4 月上旬（予定）
- 施行期日：令和 7 年 6 月 1 日